



厚生労働省  
長野労働局発表 (31-75)  
令和元年 12 月 25 日

担	職業安定部	職業対策課
	課長	下平 和人
	課長補佐	丸山 実
当	障害者雇用担当官	山口 昌利
	電話	026(226)0866 内線 2364

## 令和元年 長野県内の「障害者雇用状況」の集計結果 (令和元年6月1日現在)

### 民間企業の障害者の実雇用率は2.17%で過去最高 ～但し、民間では約4割の企業が未達成、 地方公共団体の機関では115機関中43機関で未達成～

長野労働局（局長 なかはら 中原 まさひろ 正裕）では、長野県内における令和元年6月1日現在の民間企業、地方公共団体等の障害者雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

#### 【集計結果の主なポイント】

##### 【民間企業(法定雇用率 2.2%)】

- ① 対象企業（45.5人以上規模）数は1,701社で、前年比0.3%（5社）増加
- ② 雇用障害者数は6,769.0人で、前年比2.7%（179.5人）増加し、過去最高を更新
- ③ 実雇用率は2.17%となり、前年比0.03ポイント上昇し、過去最高を更新
- ④ 法定雇用率達成企業の割合は58.1%（989社）で、前年比1.6ポイント上昇

##### 【地方公共団体の機関】

###### 〔法定雇用率 2.5%の機関〕（県、市町村等）

- ① 対象115機関のうち43機関で法定雇用率が未達成（前年は対象113機関のうち43機関で未達成）
- ② 実雇用率は2.29%で、前年比0.08ポイント上昇
- ③ 雇用障害者数は821.0人で、前年比7.4%（56.5人）増加
- ④ 実人数は655人で前年比7.2%（44人）増加

###### 〔法定雇用率 2.4%の機関〕（県教育委員会等）

- ① 対象2機関とも法定雇用率未達成（前年と同じ）
- ② 実雇用率は2.27%で、前年比0.52ポイント上昇
- ③ 雇用障害者数は325.0人で、前年比31.6%（78人）増加
- ④ 実人数は263人で、前年比33.5%（66人）増加

##### 【今後の方針】

民間企業における障害者数が過去最高を更新したことで実雇用率も過去最高となり、長野県内の障害者雇用は着実に進展している。

しかしながら、平成30年4月からの法定雇用率の引上げの影響もあって、対象企業数の4割を超える企業が法定雇用率未達成となっていること、並びに公的機関においても約4割が未達成機関である。このため長野労働局及びハローワークでは、法定雇用率達成指導を継続して実施するなど、障害者の雇用促進に向けた取組みを強力に推進することとしている。

# 障害者雇用状況取りまとめ結果の概要

令和元年6月1日現在

## 1 民間企業

### ○ 概況 (第1表)

2.2%の法定雇用率が適用される一般の民間企業(45.5人以上規模)1,701社(前年1,696社)において雇用されている障害者の数(カウント数)は6,769.0人で、前年より2.7%(179.5人)増加し、過去最高となった。

実雇用率は、過去最高の2.17%(全国28位。前年は2.14%で全国26位)で全国平均2.11(%)を上回っているものの、2年連続法定雇用率を下回った。

法定雇用率達成企業の割合は58.1%(989社)で、前年を1.6ポイント上回った。達成企業割合58.1%は全国15位(前年は56.5%で全国15位)。(P14参照)。

### ○ 企業規模別状況 (第2表)

雇用障害者数は、全ての規模企業で前年より増加した。

45.5~300人未満規模企業では、3,357.0人となり、雇用障害者数全体の49.6%を占めている。

実雇用率は、500~1000人未満規模企業において、0.03ポイント低下した以外は前年を上回っている。

雇用率達成企業の割合は、500~1000人未満規模企業で4.3ポイント低下した以外は前年を上回り、さらに全国平均も上回っている。

### ○ 産業別状況 (第3表)

雇用障害者数は、製造業が最も多く全体の42.3%(同前年42.2%)を占め、次いで医療・福祉19.5%、卸売・小売業11.5%、サービス業5.2%、宿泊業・飲食サービス業4.3%の順となっている。

実雇用率では、生活関連サービス・娯楽業が全体の3.46%で最も高く、次いで医療・福祉2.81%となり、サービス業2.55%、運輸・郵便業2.24%についても法定雇用率を上回っている。製造業においては2.14%で法定雇用率を下回った。

また、法定雇用率達成企業の割合が最も高い産業は医療・福祉73.9%であり、次いでその他71.4%、サービス業66.7%、運輸業・郵便業65.9%、農林漁業63.6%、宿泊業・飲食サービス業60.8%の順で6割を超えている。なお、最も低かった産業は不動産・物品賃借業の20.8%となっている。

## 2 地方公共団体等 (第4、5表)

2.5%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関は115機関(前年113機関)、雇用障害者数は821.0人で前年に比べ56.5人増加し、実雇用率も2.29%となり前年より0.08ポイント上昇した。

法定雇用率を達成している機関は72機関で、達成機関の割合は62.6%(前年61.9%)であった。

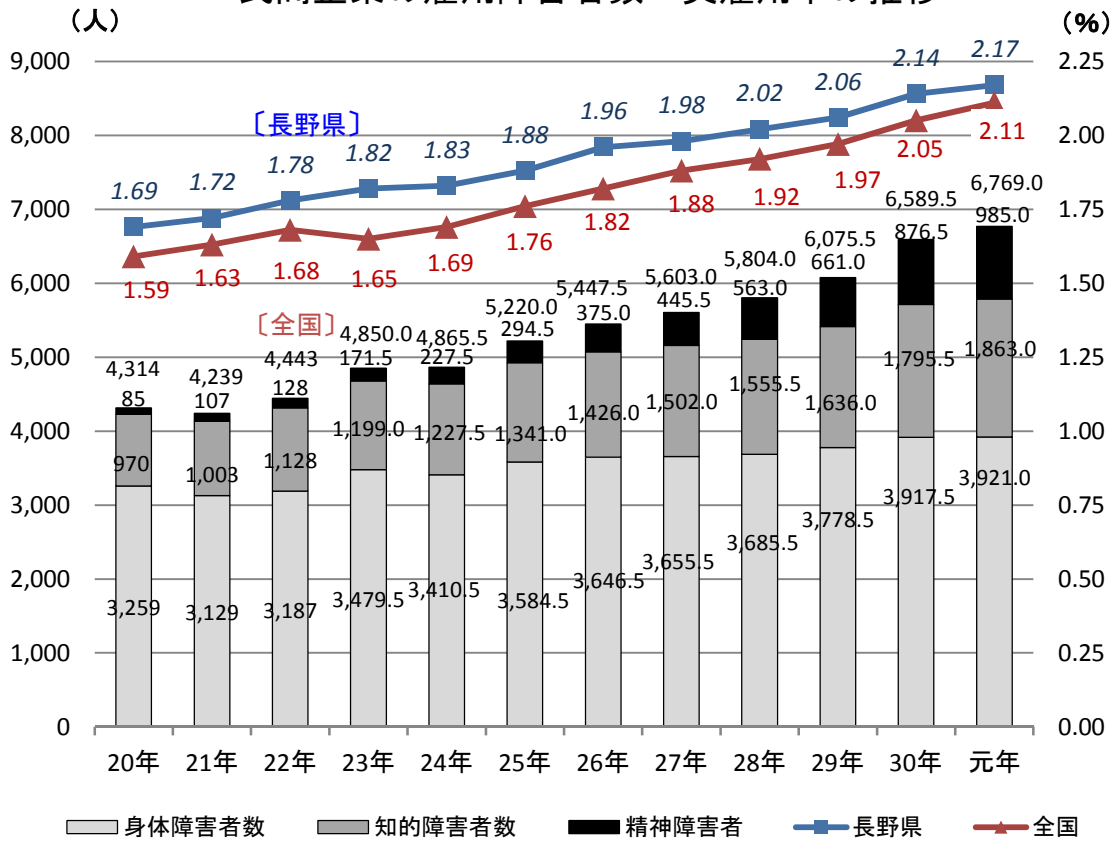
2.4%の法定雇用率が適用される地方公共団体の機関は2機関(前年同数)、雇用障害者数は325.0人で前年に比べ78人増加し、実雇用率は2.27%で前年より0.52ポイント上昇した。2機関とも法定雇用率は未達成であり、達成割合は0.0%(前年同数)であった。

2.5%の法定雇用率が適用される地方独立行政法人等の機関は6機関(前年同数)、雇用障害者数は49.0人で前年に比べ1.5人増加し、実雇用率は2.23%で前年より0.06ポイント上昇した。法定雇用率を達成している機関は4機関で、達成割合は66.7%(前年33.3%)であった。

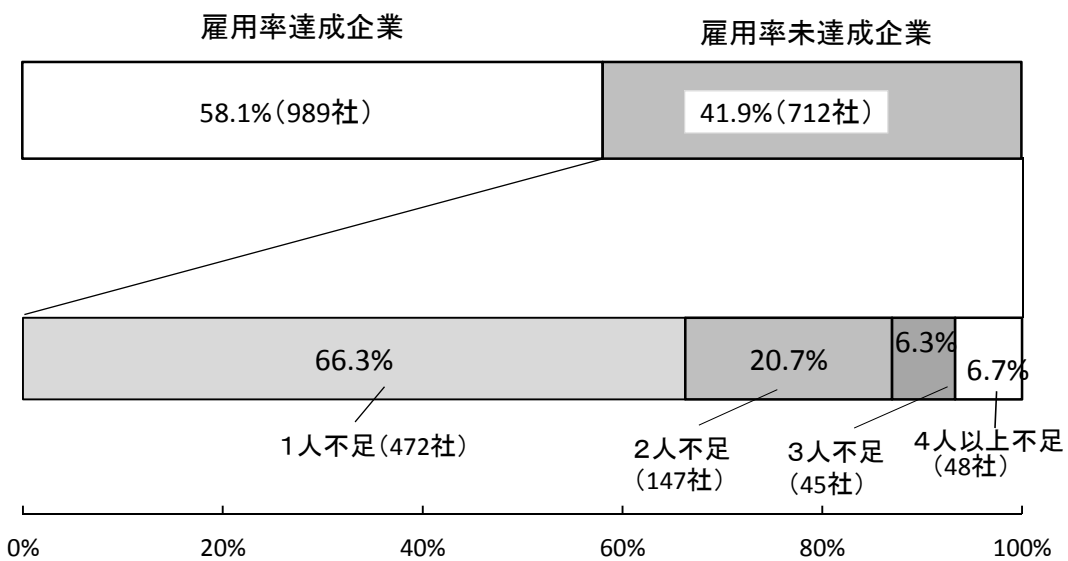
なお、地方公共団体等の雇用状況は第6表及び第7表のとおりとなっている。

# グラフで見る障害者の雇用状況

## 民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移

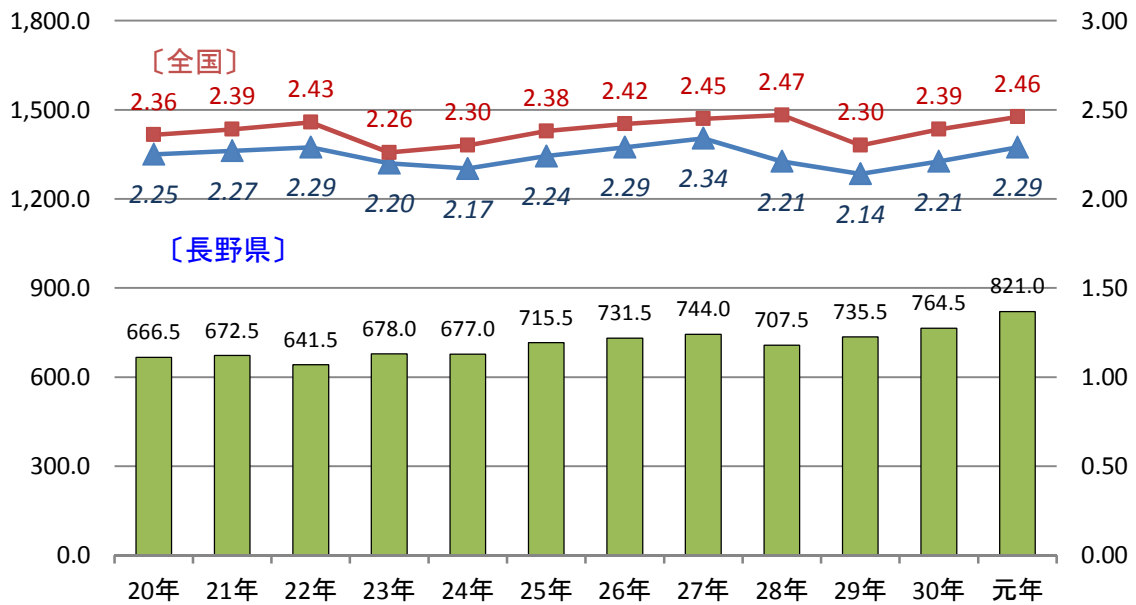


## 法定雇用率達成企業・未達成企業の割合

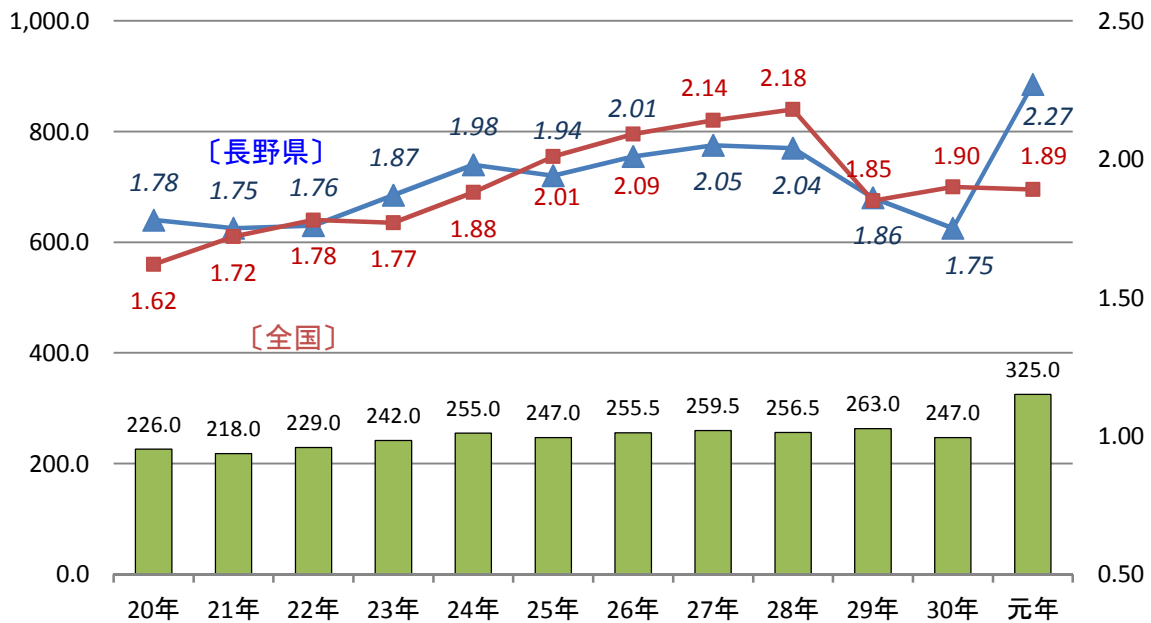


## 地方公共団体等の在職障害者数・実雇用率の推移

### 法定雇用率 2.5% が適用される機関



### 法定雇用率 2.4% が適用される機関



## 第1表 民間企業の雇用状況

令和元年6月1日現在  
( )内は前年

区 分	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)	
				長野県	全 国	長野県	全 国
一般の民間企業	1,701	312,402.0	6,769.0 [5,678]	2.17	2.11	58.1 【989】	48.0
	(1,696)	( 307,833.0 )	(6,589.5) [5,426]	(2.14)	(2.05)	(56.5) 【958】	(45.9)
前年比	0.3%	1.5%	2.7%	0.03	0.06	1.6	2.1

※[ ]内は実人員、【 】内は達成企業数

## 第2表 一般の民間企業の規模別雇用状況

令和元年6月1日現在  
( )内は前年

規 模	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者 全体に対す る割合	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数 (人)
					長野県	全 国	長野県	全 国	
45.5～100 人未満	902 (905)	60,376.5 ( 60,030.0 )	1,243.5 (1,204.5)	18.4% (18.3%)	2.06 (2.01)	1.71 (1.68)	58.3 (57.6)	45.5 (44.1)	392.0 (389.5)
前年比	-0.3%	0.6%	3.2%	0.1	0.05	0.03	0.7	1.4	0.6%
100～300 人未満	588 (586)	93,779.5 ( 93,523.0 )	2,113.5 (2,077.5)	31.2% (31.5%)	2.25 (2.22)	1.97 (1.91)	61.2 (58.2)	52.1 (50.1)	383.0 (395.5)
前年比	0.3%	0.3%	1.7%	-0.3	0.03	0.06	3.0	2.0	-3.2%
300～500 人未満	109 (106)	39,740.5 ( 39,017.5 )	782.0 (750.5)	11.5% (11.4%)	1.97 (1.92)	1.98 (1.90)	48.6 (44.3)	43.9 (40.1)	149.0 (153.5)
前年比	2.8%	1.9%	4.2%	0.1	0.05	0.08	4.3	3.8	-2.9%
500～1,000 人未満	77 (74)	51,681.5 ( 49,415.0 )	1,059.5 (1,028.5)	15.7% (15.6%)	2.05 (2.08)	2.11 (2.05)	41.6 (45.9)	43.9 (40.1)	140.5 (116.0)
前年比	4.1%	4.6%	3.0%	0.1	-0.03	0.06	-4.3	3.8	21.1%
1,000人以上	25 (25)	66,824.0 ( 65,847.5 )	1,570.5 (1,528.5)	23.2% (23.2%)	2.35 (2.32)	2.31 (2.25)	72.0 (60.0)	54.6 (47.8)	46.5 (41.5)
前年比	0.0%	1.5%	2.7%	0.0	0.03	0.06	12.0	6.8	12.0%
計	1,701 (1,696)	312,402.0 ( 307,833.0 )	6,769.0 (6,589.5)	100.0% (100.0%)	2.17 (2.14)	2.11 (2.05)	58.1 (56.5)	48.0 (45.9)	1111.0 (1096.0)
前年比	0.3%	1.5%	2.7%		0.03	0.06	1.6	2.1	1.4%

第3表 一般の民間企業における産業別雇用状況

令和元年6月1日現在  
( )内は前年

産 業	企業数	対象常用 労働者(人)	障害者数 (人)	雇用障害者数 に占める割合	1社当り 雇用数	実雇用率(%)		雇用率達成企業割合(%)		雇入れ 不足数(人)
						長野県	全 国	長野県	全 国	
農 林 漁 業	11	900.0	17.5	0.3%	1.6	1.94	2.54	63.6	60	5.0
	(9)	(818.0)	(12.5)	(0.2%)	(1.4)	(1.53)	(2.42)	(55.6)	(59.1)	(6.0)
前 年 比	22.2%	10.0%	40.0%	0.1	0.2	0.41	0.12	8	0.9	-1
建 設 業	77	8,797.5	160.5	2.4%	2.1	1.82	1.88	55.8	48.0	46.5
	(69)	( 7,641.0 )	(123.0)	(1.9%)	(1.8)	(1.61)	(1.83)	(50.7)	(45.5)	(42.0)
前 年 比	11.6%	15.1%	30.5%	0.5	0.3	0.21	0.05	5.1	2.5	4.5
製 造 業	661	133,961.5	2,861.0	42.3%	4.3	2.14	2.12	58.5	53.9	416.0
	(665)	( 132,189.0 )	(2,778.5)	(42.2%)	(4.2)	(2.10)	(2.07)	(57.9)	(52.1)	(402.5)
前 年 比	-0.6%	1.3%	3.0%	0.1	0.1	0.04	0.05	0.6	1.8	13.5
情 報 通 信 業	45	6,943.0	103.5	1.5%	2.3	1.49	1.74	35.6	26.9	38.5
	(45)	( 7,015.0 )	(108.5)	(1.6%)	(2.4)	(1.55)	(1.70)	(37.8)	(25.4)	(39.5)
前 年 比	0.0%	-1.0%	-4.6%	-0.1	-0.1	-0.06	0.04	-2.2	1.5	-1.0
運 輸 業 郵 便 業	88	10,774.0	241.5	3.6%	2.7	2.24	2.19	65.9	54.4	38.0
	(83)	( 10,093.0 )	(226.5)	(3.4%)	(2.7)	(2.24)	(2.13)	(68.7)	(51.9)	(36.0)
前 年 比	6.0%	6.7%	6.6%	0.2	0.0	0.00	0.06	-2.8	2.5	2.0
卸 売 ・ 小 売 業	219	42,688.0	776.0	11.5%	3.5	1.82	1.94	48.4	38.1	194.5
	(228)	( 43,022.5 )	(789.0)	(12.0%)	(3.5)	(1.83)	(1.87)	(45.6)	(36.2)	(203.0)
前 年 比	-3.9%	-0.8%	-1.6%	-0.5	0.0	-0.01	0.07	2.8	1.9	-8.5
金 融 ・ 保 険 業	19	9,982.5	171.0	2.5%	9.0	1.71	2.1	21.1	38.7	44.0
	(19)	( 10,226.0 )	(181.0)	(2.7%)	(9.5)	(1.77)	(2.03)	(21.1)	(35.4)	(36.5)
前 年 比	0.0%	-2.4%	-5.5%	-0.2	-0.5	-0.06	0.07	0.0	3.3	7.5
不 動 産 業 ・ 物 品 質 貸 業	24	2,597.5	28.5	0.4%	1.2	1.10	1.75	20.8	33.8	21.5
	(22)	( 2,469.5 )	(28.5)	(0.4%)	(1.3)	(1.15)	(1.68)	(27.3)	(31.5)	(21.5)
前 年 比	9.1%	5.2%	0.0%	0.0	-0.1	-0.05	0.07	-6.5	2.3	0.0
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	24	2,579.5	26.0	0.4%	1.1	1.01	1.93	29.2	33.6	25.0
	(20)	( 2,361.0 )	(28.0)	(0.4%)	(1.4)	(1.19)	(1.79)	(45.0)	(31.4)	(18.0)
前 年 比	20.0%	9.3%	-7.1%	0.0	-0.3	-0.18	0.14	-15.8	2.2	7.0
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	51	13,371.0	290.5	4.3%	5.7	2.17	2.06	60.8	46.1	26.0
	(49)	( 12,518.0 )	(268.5)	(4.1%)	(5.5)	(2.14)	(1.98)	(59.2)	(43.2)	(31.5)
前 年 比	4.1%	6.8%	8.2%	0.2	0.2	0.03	0.08	1.6	2.9	-5.5
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	42	5,563.0	192.5	2.8%	4.6	3.46	2.32	59.5	41.7	25.5
	(47)	( 5,398.5 )	(173.5)	(2.6%)	(3.7)	(3.21)	(2.26)	(59.6)	(40.8)	(24.5)
前 年 比	-10.6%	3.0%	11.0%	0.2	0.9	0.25	0.06	-0.1	0.9	1.0
教 育 ・ 学 習 支 援 業	25	2,692.5	36.5	0.5%	1.5	1.36	1.69	44.0	37.5	18.5
	(26)	( 2,897.0 )	(43.0)	(0.7%)	(1.7)	(1.48)	(1.64)	(42.3)	(35.2)	(20.0)
前 年 比	-3.8%	-7.1%	-15.1%	-0.2	-0.2	-0.12	0.05	1.7	2.3	-1.5
医 療 ・ 福 祉	276	47,073.0	1,322.0	19.5%	4.8	2.81	2.73	73.9	61.6	107.0
	(268)	( 46,054.0 )	(1,316.5)	(20.0%)	(4.9)	(2.86)	(2.68)	(69.8)	(59.5)	(107.0)
前 年 比	3.0%	2.2%	0.4%	-0.5	-0.1	-0.05	0.05	4.1	2.1	0.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	21	10,093.5	179.0	2.6%	8.5	1.77	1.98	28.6	42.7	39.5
	(21)	( 10,480.5 )	(189.5)	(2.9%)	(9.0)	(1.81)	(1.91)	(33.3)	(40.1)	(37.0)
前 年 比	0.0%	-3.7%	-5.5%	-0.3	-0.5	-0.04	0.07	-4.7	2.6	2.5
サ ー ビ ス 業	111	13,809.5	352.0	5.2%	3.2	2.55	2.09	66.7	46.0	63.5
	(118)	( 14,082.5 )	(311.0)	(4.7%)	(2.6)	(2.21)	(2.03)	(57.6)	(43.7)	(70.0)
前 年 比	-5.9%	-1.9%	13.2%	0.5	0.6	0.34	0.06	9.1	2.3	-6.5
そ の 他	7	576.0	11.0	0.2%	1.6	1.91	2.24	71.4	49.4	2.0
	(7)	( 567.5 )	(12.0)	(0.2%)	(1.7)	(2.11)	(2.17)	(85.7)	(48.6)	(1.0)
前 年 比	0.0%	1.5%	-8.3%	0.0	-0.1	-0.20	0.07	-14.3	0.8	1.0
計	1,701	312,402.0	6,769.0	100.0%	4.0	2.17	2.11	58.1	48.0	1,111.0
	(1,696)	( 307,833.0 )	(6,589.5)	(100.0%)	(3.9)	(2.14)	(2.05)	(56.5)	(45.9)	(1,096.0)
前 年 比	0.3%	1.5%	2.7%		0.1	0.03	0.06	1.6	2.1	1.4% (15)

※ 産業分類のうち「複合サービス事業」は郵便局及び農林水産業協同組合、事業協同組合が該当します。  
※ 産業区分のうち「その他」は、(鉱業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。

#### 第4表 地方公共団体における雇用状況

令和元年6月1日現在  
( )内は前年,[ ]内は実人数

区 分	機関数	対 象 職員数	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率 達成機関	雇入れ 不足数 (人)
				長野県	全 国		
雇用率2.5%が 適用される機関	115	35,775.5	821.0 [655]	2.29	2.46	72	94.5
	(113)	(34,654.0)	(764.5) ([611])	(2.21)	(2.39)	(70)	(107.5)
雇用率2.4%が 適用される機関	2	14,303.5	325.0 [263]	2.27	1.89	0	17.0
	(2)	( 14,083.0 )	(247.0) ([197])	(1.75)	(1.90)	(0)	(90.0)

#### 第5表 地方独立行政法人等

区 分	機関数	対 象 職員数	障害者数 (人)	実雇用率(%)		雇用率 達成機関	雇入れ 不足数 (人)
				長野県	全 国		
雇用率2.5%が 適用される機関	6	2,193.0	49.0 [39]	2.23	2.45	4	4.0
	(6)	( 2,187.0 )	(47.5) ([38])	(2.17)	(2.34)	(2)	(6.0)



第6表 地方公共団体における雇用状況  
 (1) 法定雇用率2.5%が適用される機関の状況

令和元年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	35,775.5	821.0	2.29	94.5	
長野県機関 計	6,582.5	174.5	2.65	0.5	
長野県知事部局	5,893.0	158.0	2.68	0.0	特例認定あり(注4 a)
長野県警察	648.0	15.5	2.39	0.5	
長野県議会事務局	41.5	1.0	2.41	0.0	
市町村機関 計	29,193.0	646.5	2.21	94.0	
長野市	2,689.0	59.5	2.21	7.5	
松本市	2,232.0	52.0	2.33	3.0	特例認定あり(注4b)
上田市	1,355.0	42.0	3.10	0.0	
飯田市	938.5	22.0	2.34	1.0	
須坂市	380.0	10.0	2.63	0.0	特例認定あり(注4c)
小諸市	415.0	4.0	0.96	6.0	特例認定あり(注4d)
伊那市	973.5	20.5	2.11	3.5	特例認定あり(注4e)
駒ヶ根市	223.0	6.0	2.69	0.0	
中野市	621.5	13.5	2.17	1.5	特例認定あり(注4f)
大町市	829.5	23.5	2.83	0.0	特例認定あり(注4g)
飯山市	484.0	12.5	2.58	0.0	特例認定あり(注4h)
塩尻市	311.0	3.0	0.96	4.0	
千曲市	582.5	5.0	0.86	9.0	
佐久市	749.5	19.0	2.54	0.0	
東御市	360.0	10.0	2.78	0.0	
安曇野市	715.0	15.0	2.10	2.0	特例認定あり(注4o)
岡谷市	428.0	11.0	2.57	0.0	特例認定あり(注4i)
諏訪市	564.5	5.5	0.97	8.5	特例認定あり(注4p)
茅野市	556.0	12.0	2.16	1.0	特例認定あり(注4j)
佐久穂町	204.0	5.0	2.45	0.0	
軽井沢町	212.0	5.5	2.59	0.0	
御代田町	195.5	3.0	1.53	1.0	特例認定あり(注4k)
立科町	109.0	3.0	2.75	0.0	
小海町	104.0	2.0	1.92	0.0	
長和町	141.0	2.0	1.42	1.0	
辰野町	397.0	7.0	1.76	2.0	特例認定あり(注4l)
箕輪町	263.0	7.0	2.66	0.0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
飯島町	180.5	4.0	2.22	0.0	
松川町	105.0	5.0	4.76	0.0	
高森町	69.0	1.0	1.45	0.0	
阿南町	56.0	1.0	1.79	0.0	
上松町	67.0	0.0	0.00	1.0	
南木曾町	65.0	0.0	0.00	1.0	
木曾町	259.0	6.0	2.32	0.0	
池田町	111.5	2.0	1.79	0.0	
坂城町	96.0	3.0	3.13	0.0	
小布施町	93.0	2.0	2.15	0.0	
山ノ内町	224.5	5.0	2.23	0.0	特例認定あり(注4m)
飯綱町	216.5	2.0	0.92	3.0	特例認定あり(注4n)
信濃町	92.5	1.0	1.08	1.0	
富士見町	125.0	5.0	4.00	0.0	
下諏訪町	239.0	7.0	2.93	0.0	特例認定あり(注4q)
川上村	63.0	0.0	0.00	1.0	
南相木村	55.5	1.0	1.80	0.0	
北相木村	57.0	3.0	5.26	0.0	
青木村	121.0	3.0	2.48	0.0	
原村	65.0	1.0	1.54	0.0	
南箕輪村	175.5	4.0	2.28	0.0	
中川村	89.0	1.0	1.12	1.0	(注5)
宮田村	126.5	2.0	1.58	1.0	
阿智村	168.0	3.0	1.79	1.0	
喬木村	109.0	0.0	0.00	2.0	
豊丘村	118.0	2.0	1.69	0.0	
木祖村	76.0	1.0	1.32	0.0	
王滝村	43.0	2.0	4.65	0.0	
大桑村	79.0	1.0	1.27	0.0	
山形村	60.0	0.0	0.00	1.0	
朝日村	73.0	1.0	1.37	0.0	
筑北村	157.5	5.0	3.17	0.0	
麻績村	47.0	1.0	2.13	0.0	
松川村	107.0	2.0	1.87	0.0	
白馬村	153.0	2.0	1.31	1.0	
小谷村	71.0	2.0	2.82	0.0	
高山村	82.0	1.0	1.22	1.0	
小川村	74.5	2.0	2.68	0.0	
木島平村	77.0	3.0	3.90	0.0	
野沢温泉村	103.0	2.0	1.94	0.0	
栄村	95.0	5.0	5.26	0.0	
南牧村	52.0	3.0	5.77	0.0	
天龍村	47.0	0.0	0.00	1.0	
大鹿村	55.0	0.0	0.00	1.0	
泰阜村	70.0	0.0	0.00	1.0	
下條村	69.5	1	1.44	0	

機 関 名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
長野市上下水道局	180.0	2.5	1.39	1.5	
松本市立病院	290.0	7.5	2.59	0.0	
上田市上下水道局	81.5	2.0	2.45	0.0	
飯田市立病院	564.5	10.0	1.77	4.0	
伊那中央行政組合	549.0	11.0	2.00	2.0	
伊南行政組合	352.5	10.0	2.84	0.0	
佐久市立国保浅間総合病院	319.0	8.5	2.66	0.0	
岡谷市病院事業	315.5	7.0	2.22	0.0	
諏訪中央病院組合	640.5	11.0	1.72	5.0	
信濃町立信越病院	78.5	1.0	1.27	0.0	
国民健康保険依田窪病院	180.5	4.0	2.22	0.0	
軽井沢病院	100.5	3.0	2.99	0.0	
佐久穂町立千曲病院	93.5	2.0	2.14	0.0	
長野広域連合	334.5	9.5	2.84	0.0	
松塩筑木曽老人福祉施設組合	342.0	9.0	2.63	0.0	
上田地域広域連合	76.5	2.0	2.61	0.0	
上伊那広域連合	59.5	5.0	8.40	0.0	
北信広域連合	261.0	8.0	3.07	0.0	
木曽広域連合	103.0	3.0	2.91	0.0	
佐久広域連合	120.0	3.0	2.50	0.0	
北アルプス広域連合	88.0	1.0	1.14	1.0	
諏訪広域連合	55.0	1.0	1.82	0.0	
佐久市教育委員会	267.5	5.0	1.87	1.0	(注6)
上田市教育委員会	406.5	13.0	3.20	0.0	
東御市教育委員会	99.0	2.0	2.02	0.0	
飯田市教育委員会	371.5	8.0	2.15	1.0	
駒ヶ根市教育委員会	85.0	3.0	3.53	0.0	
塩尻市教育委員会	77.0	4.0	5.19	0.0	
千曲市教育委員会	162.5	0.5	0.31	3.5	
箕輪町教育委員会	76.5	1.5	1.96	0.0	
飯島町教育委員会	44.0	2.0	4.55	0.0	
高森町教育委員会	79.5	0.0	0.00	1.0	
軽井沢町教育委員会	115.0	3.0	2.61	0.0	
池田町教育委員会	40.0	0.0	0.00	1.0	
信濃町教育委員会	130.5	1.0	0.77	2.0	
富士見町教育委員会	91.5	2.0	2.19	0.0	
立科町教育委員会	51.5	0.0	0.00	1.0	
小布施町教育委員会	92.0	1.0	1.09	1.0	
南箕輪村教育委員会	47	1	2.13	0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- a 長野県知事部局は平成21年12月4日長野県企業局と特例認定を受けている。
- b 松本市は平成18年2月9日松本市上下水道局、松本市教育委員会と特例認定を受けている。
- c 須坂市は平成19年8月10日須坂市教育委員会と特例認定を受けている。
- d 小諸市は平成23年5月20日小諸市教育委員会と特例認定を受けている。
- e 伊那市は平成19年5月22日伊那市教育委員会と特例認定を受けている。
- f 中野市は平成29年10月31日中野市教育委員会と特例認定を受けている。
- g 大町市は平成25年4月18日大町市教育委員会、市立大町総合病院と特例認定を受けている。
- h 飯山市は平成20年5月8日飯山市教育委員会と特例認定を受けている。
- l 岡谷市は平成25年3月1日岡谷市教育委員会と特例認定を受けている。
- j 茅野市は平成25年2月27日茅野市教育委員会と特例認定を受けている。
- k 御代田町は平成25年2月6日御代田町教育委員会と特例認定を受けている。
- l 辰野町は平成25年3月13日辰野町教育委員会、町立辰野病院と特例認定を受けている。
- m 山ノ内は平成30年2月2日山ノ内町教育委員会と特例承認を受けている。
- n 飯綱町は平成29年1月31日飯綱町立飯綱病院と特例承認を受けている。
- o 安曇野市は平成30年11月19日安曇野市教育委員会と特例承認を受けている。
- p 諏訪市は平成30年12月6日諏訪市教育委員会と特例承認を受けている。
- q 下諏訪町は平成31年3月19日下諏訪町教育委員会と特例承認を受けている。
- 5 中川村は、令和元年6月27日現在において障害者の数3.0人、実雇用率3.37%、不足数0.0人となっている。
- 6 佐久市教育委員会は、令和元年12月1日現在において障害者の数6.5人、実雇用率2.37%、不足数0.0人となっている。

## (2) 法定雇用率2.4%が適用される機関の状況

令和元年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 人	② 障害者の数 人	③ 実雇用率 %	④ 不足数 人	備 考
合 計	14,303.5	325.0	2.27	17.0	
長野県教育委員会	13,532.5	318.0	2.35	6.0	
長野市教育委員会	771.0	7.0	0.91	11.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

第7表 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

令和元年6月1日現在

機関名	①法定雇用障害者の基礎となる職員数 人	②障害者数 人	③実雇用率 %	④不足数 人	備考
合計	4758.0	113.0	2.37	4.0	
独立行政法人 小計	2565.0	64.0	2.50	0.0	
信州大学	2565.0	64.0	2.50	0.0	
地方独立行政法人等 小計	2193.0	49.0	2.23	4.0	
長野県立病院機構	1176.0	30.0	2.55	0.0	
長野市民病院	658.0	13.0	1.98	3.0	
長野県住宅供給公社	139.0	3.0	2.16	0.0	
長野大学	83.5	1.0	1.20	1.0	(注5)
長野県立大学	75.5	1.0	1.32	0.0	
公立諏訪東京理科大学	61.0	1.0	1.64	0.0	
長野県土地開発公社	-	-	-	-	(注4)
長野県道路公社	-	-	-	-	(注4)

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。  
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。  
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が40人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 長野大学は、令和元年12月10日現在において障害者の数3.0人、実雇用率3.47%、不足数0.0人となっている

# 都道府県別の実雇用率等の状況（令和元年 障害者雇用状況報告）

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所）が所在する都道府県において、集計したものである。

順位	都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	都道府県名	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
	全国	2.11	0.06	全国	48.0	2.1	48,898	／ 101,889
1	奈良	2.79	0.12	島根	69.5	3.6	401	／ 577
2	沖縄	2.66	△0.07	佐賀	68.7	2.4	409	／ 595
3	佐賀	2.61	0.06	宮崎	63.0	△0.6	523	／ 830
4	山口	2.59	0.01	大分	62.3	2.9	536	／ 860
5	大分	2.58	0.12	和歌山	62.1	3.4	385	／ 620
6	長崎	2.54	0.17	高知	61.5	1.8	326	／ 530
7	島根	2.49	0.09	長崎	61.3	4.7	620	／ 1,012
8	和歌山	2.46	0.10	徳島	60.8	0.5	309	／ 508
9	岡山	2.45	△0.07	秋田	60.4	2.4	463	／ 766
10	宮崎	2.45	0.05	鹿児島	60.4	1.3	775	／ 1,284
11	鹿児島	2.40	0.06	奈良	59.8	2.4	394	／ 659
12	高知	2.36	0.06	沖縄	59.3	1.6	601	／ 1,013
13	福井	2.35	△0.05	鳥取	58.6	2.1	277	／ 473
14	熊本	2.32	0.07	三重	58.3	0.2	712	／ 1,221
15	青森	2.29	0.06	長野	58.1	1.6	989	／ 1,701
16	石川	2.28	0.10	新潟	57.8	2.4	1,146	／ 1,982
17	滋賀	2.28	0.05	山口	57.6	1.7	545	／ 946
18	鳥取	2.28	0.06	福井	57.1	0.5	427	／ 748
19	北海道	2.27	0.07	熊本	56.9	1.9	749	／ 1,317
20	岩手	2.27	0.05	石川	56.7	0.9	631	／ 1,113
21	三重	2.26	0.06	岩手	56.6	1.6	576	／ 1,018
22	徳島	2.26	0.06	栃木	56.3	1.4	706	／ 1,253
23	京都	2.23	0.10	富山	56.1	1.2	602	／ 1,074
24	埼玉	2.22	0.07	群馬	56.0	2.6	869	／ 1,552
25	愛媛	2.22	0.06	山梨	56.0	2.5	349	／ 623
26	広島	2.18	0.02	滋賀	55.7	0.9	492	／ 884
27	岐阜	2.17	0.03	香川	55.7	2.3	483	／ 867
28	長野	2.17	0.03	岐阜	55.3	0.5	897	／ 1,621
29	兵庫	2.16	0.05	青森	55.1	2.2	546	／ 991
30	静岡	2.15	0.10	福島	54.7	1.6	801	／ 1,464
31	秋田	2.14	0.07	愛媛	53.7	1.5	556	／ 1,035
32	茨城	2.14	0.07	山形	53.2	2.4	511	／ 960
33	群馬	2.14	0.08	岡山	52.8	1.3	783	／ 1,484
34	新潟	2.12	0.06	京都	52.6	3.1	991	／ 1,884
35	福岡	2.12	0.05	静岡	51.7	2.6	1,565	／ 3,029
36	宮城	2.11	0.06	千葉	51.6	2.2	1,344	／ 2,606
37	福島	2.11	0.07	兵庫	51.0	2.8	1,770	／ 3,473
38	千葉	2.11	0.09	福岡	50.6	1.5	1,987	／ 3,930
39	山形	2.09	0.03	北海道	50.4	2.1	1,883	／ 3,735
40	神奈川	2.09	0.08	宮城	50.4	1.2	788	／ 1,564
41	富山	2.08	0.04	茨城	50.4	0.7	811	／ 1,609
42	大阪	2.08	0.07	埼玉	48.8	2.7	1,700	／ 3,486
43	栃木	2.07	0.07	広島	48.1	1.0	1,136	／ 2,361
44	香川	2.05	0.10	神奈川	46.5	2.6	2,236	／ 4,808
45	山梨	2.03	0.04	愛知	46.2	2.3	2,949	／ 6,378
46	愛知	2.02	0.05	大阪	43.1	2.1	3,561	／ 8,261
47	東京	2.00	0.06	東京	32.0	2.4	6,788	／ 21,184

民間企業における障害者実雇用率の推移(各年6月1日現在)

長野労働局

年	実雇用率		達成企業割合		法定雇用率	雇用率対象障害者	備考
	長野	全国	長野	全国			
昭和54	1.53	1.12	63.7	52.0	1.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者のみ (重度身体障害者はダブルカウント) (～昭和62年まで)</li> </ul>	昭和51年「身体障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年制定)」において、企業における障害者雇用が「雇用努力義務」から「義務雇用制度」に改正
55	1.53	1.13	62.6	51.6			
56	1.55	1.18	63.6	53.4			
57	1.59	1.22	63.5	53.8			
58	1.56	1.23	63.0	53.5			
59	1.57	1.25	64.7	53.6			
60	1.57	1.26	66.1	53.5			
61	1.51	1.26	65.8	53.8			
62	1.48	1.25	62.3	53.0			
63	1.59	1.31	60.2	51.5			
平成元	1.63	1.32	59.7	51.6	1.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)</li> <li>・知的障害者 (昭和63年～平成4年まで)</li> </ul>	昭和62年「障害者の雇用の促進に関する法律」に改称
2	1.64	1.32	60.5	52.2			
3	1.65	1.32	61.6	51.8			
4	1.67	1.36	60.2	51.9			
5	1.72	1.41	60.8	51.4			
6	1.73	1.44	61.3	50.4			
7	1.72	1.45	60.1	50.6			
8	1.74	1.47	60.0	50.5			
9	1.75	1.47	61.4	50.2			
10	1.75	1.48	60.8	50.1			
11	1.70	1.49	54.8	44.7	1.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者 (重度身体障害者はダブルカウント)</li> <li>・知的障害者 (重度知的障害者はダブルカウント)</li> <li>・重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>・重度知的障害者である短時間労働者 (平成5年～平成17年まで)</li> </ul>	除外率一律10%ポイント削減(平成16年4月～)
12	1.73	1.49	55.1	44.3			
13	1.74	1.49	55.5	43.7			
14	1.69	1.47	54.0	42.5			
15	1.67	1.48	51.8	42.5			
16	1.61	1.46	50.6	41.7			
17	1.62	1.49	51.6	42.1			
18	1.67	1.52	53.0	43.4			
19	1.68	1.55	53.3	43.8			
20	1.69	1.59	56.7	44.9			
21	1.72	1.63	54.9	45.5	2.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者(重度はダブルカウント)</li> <li>・知的障害者(重度はダブルカウント)</li> <li>・精神障害者</li> <li>・重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>・重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>・精神障害者である短時間労働者 (0.5カウント) (平成18年～平成22年まで)</li> </ul>	除外率一律10%ポイント削減(平成22年7月～)
22	1.78	1.68	56.9	47.0			
23	1.82	1.65	57.0	45.3			
24	1.83	1.69	60.9	46.8			
25	1.88	1.76	53.5	42.7			
26	1.96	1.82	57.2	44.7			
27	1.98	1.88	59.5	47.2			
28	2.02	1.92	60.2	48.8			
29	2.06	1.97	60.9	50.0			
30	2.14	2.05	56.5	45.9			
令和元	2.17	2.11	58.1	48.0	2.2%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者(重度はダブルカウント)</li> <li>・知的障害者(重度はダブルカウント)</li> <li>・精神障害者</li> <li>・重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>・重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>・精神障害者である短時間(0.5カウント)</li> <li>・身体障害者である短時間(0.5カウント)</li> <li>・知的障害者である短時間(0.5カウント) (平成23年～)</li> </ul> ※平成30年より精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。 ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。 ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。	・雇用率制度に短時間労働者(週の所定労働時間20時間以上30時間未満)を算入(平成22年7月～)

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 2%  
(45.5人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 5%  
〔労働者数40人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5%  
(40人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4%  
(42人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること



## ◎ 除外率制度について

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船舶用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶電航等の事業	90%	80%